［参考２］特別適格債務者一覧

特別適格債務者一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 特別適格債務者 | 適用期間区別（注１） | 適用期間（注２） | シンジケート・ローン債権（注３） | 承諾書および抗弁放棄書提出免除（注４） |
| 交付税及び譲与税配付金特別会計 | 全期間 | － | ― | － |
| 預金保険機構 | 全期間 | － | ― | － |
| エネルギー対策特別会計 | 特定期間 | 平成21年4月30日以後 | ― | － |
| 国有林野事業債務管理特別会計 | 全期間 | － | ― | － |
| 株式会社地域経済活性化支援機構 | 全期間 | － | ― | － |
| 独立行政法人農林漁業信用基金 | 全期間 | － | ― | － |
| 銀行等保有株式取得機構 | 全期間 | － | ― | － |
| 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | 特定期間 | 平成24年1月30日以後 | ― | － |
| 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 | 特定期間 | 平成25年4月1日以後 | ― | － |
| 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 | 特定期間 | 平成29年12月1日以後 | ○ | ― |

（注１）日本銀行が特別適格債務者として選定したもののうち、適用期間を全期間とする場合には「全期間」と記載し、適用期間を特定期日以後とする場合には「特定期間」と記載します。

（注２）適用期間区別が「特定期間」の場合のみ記載します。

（注３）政府保証付証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権であるものには○印を付しています。

（注４）政府保証付証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権であるものについて、「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」の提出を要しないと日本銀行が判断したものには○印を付しています。